

令和7年度苫小牧市地域密着型サービス事業所実施事業者選定に係る審査基準

1 審査基準・配点等（100点満点）

（1）応募者に関すること

	審査項目及び審査基準	配点
ア	応募者の代表者等の経験及び適格性 ◇代表者等は、当該サービスの指定基準に適合する者であるか ◇代表者等は、事業運営に当たり十分な知識及び経験を有する者であるか	10
イ	応募者の事業運営実績 ◇応募者は、介護サービスをはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業運営実績を有する者であるか ◇本市で他の事業所を運営している場合、適切な運営状況であるか	10
ウ	応募者の経営状況 ◇経営状況が良好であり、当該事業運営に支障がない者であるか ◇将来に向け、安定した事業運営が期待できる者であるか	10

（2）事業計画に関すること

	審査項目及び審査基準	配点
ア	事業運営に対する基本的な考え方 ◇事業運営に対する考え方や方針は具体性のあるものとなっているか ◇介護保険法の趣旨を十分に理解し、地域密着型サービスの理念を具体化したものであるか	20
イ	建設及び運営に要する資金の確保 ◇建設及び運営に要する資金計画が妥当であるか ◇開設後の運転資金として十分な金額が確保されているか	5
ウ	建設用地及び建物の確保 ◇建設用地及び建物は、確実にその確保が見込まれるものであるか ◇建設用地及び建物は、事業運営において支障が生じる恐れはないか	5
エ	開設予定地の立地条件 ◇開設予定地は、利用者等の環境、防災、交通等を考慮したものであるか ◇事業運営において十分な面積及び形状を確保したものであるか ◇市内において当該サービスの未設置圏域（地域）であるか	5
オ	地域住民等への対応 ◇開設予定地の地域住民や町内会等に対し、事業開始に向けた調整を行っているか（今後実施予定の場合は、その方法等が適切なものであるか） ◇地域住民等との連携について具体的な考え方はあるか	10

カ	施設整備方針 ◇建物及び設備は、指定基準上の設備基準を満たし、安全で快適な空間づくり等に配慮したものであるか	5
キ	職員の雇用 ◇職員の雇用は、指定基準上の人員基準を十分に満たすものであるか ◇採用時の研修だけでなく、職員の人材育成や働き方などに対して具体的な考えがあるか	20

2 評価及び審査方法

- (1) 審査委員会委員は、それぞれ審査項目ごとに次の5段階で評価を行い、配点に当該評価割合を乗じた数を得点とする。

評 価	評価割合
5：特に良い	1.0
4：良い	0.8
3：普通	0.5
2：悪い	0.2
1：特に悪い	0.0

- (2) 全ての審査委員会委員の得点を合計し、最も高い得点となった応募者を実施事業者に選定する。ただし、最も高い得点が配点合計（100点×委員数）の5割に満たない場合は、実施事業者を選定しないものとする。